

(各地方整備局等建政部等経由)

各都道府県下水道担当部長 殿

各政令指定都市下水道担当局長 殿

国土交通省都市・地域整備局下水道部

下水道企画課下水道管理指導室長

汚水の雨水管への誤接続に関する緊急点検の実施等について

本日、東京都において、23区内の雨水放流きょ（吐口）の全件調査等の結果について公表がなされましたが、その結果、新たにトイレ等の汚水が誤って雨水管に接続され、河川に流出する事案が5箇所発見されたところであります。

このような事態は、公衆衛生の向上、公共用水域の水質の保全等の下水道法の目的を損なうものであり、全下水道管理者において重く受け止めるべきものと考えられます。

つきましては、今後、下記の事項に留意の上、このような誤接続の有無について早急に点検するとともに、不適切な事案が判明した場合は、改善措置等を講ずるようお願いいたします。

また、各都道府県におかれては、この旨管内市町村（政令指定都市を除く。）にも周知徹底をお願いいたします。

記

1. 雨水吐口等の緊急点検の実施について

晴天時の雨水吐口等の点検を早急に実施し、汚水流出等の不適切な事案が判明した場合は、迅速な改善措置、原因分析・再発防止措置を講ずること。

なお、緊急点検の結果については、当職に報告すること。

2. 排水設備設置に係る適切な申請手続きの周知徹底について

排水設備の設置の際は、新設のみならず、増設又は改築（いわゆる付替工事も含む。）にあたっては、標準下水道条例第5条に基づく申請対象となる旨、排水設備の設置者、指定工事店等に対し周知徹底を図ること。